

真珠科学研究所 鑑別・鑑定規約

第1条（総則）

本規約は、真珠の鑑別・鑑定の依頼者（以下、依頼者という）と株式会社真珠科学研究所（以下、真珠科学研究所という）が行う真珠鑑別書（以下、鑑別書という）の発行又は真珠鑑別鑑定書（以下、鑑別鑑定書という）の発行に関して、依頼者と真珠科学研究所に関わる権利義務関係を規定するものであって、依頼者及び真珠科学研究所の双方を拘束する。

第2条（鑑別・鑑定の目的）

真珠科学研究所が行う真珠の鑑別・鑑定は、真珠の学術的研究及び公正な流通を助長する目的で実施する。

第3条（主要用語の定義）

本規約において、以下の用語は、以下の意義を有するものとする。

- (1)鑑別：真珠の種類、模造、着色等の処理の有無を科学的方法により検査すること
- (2)鑑定：真珠を当社基準に沿って等級付け（以下、品質という）するために検査すること
- (3)鑑別書：真珠の鑑別の結果を、当社の見解として表示した書面
- (4)鑑別鑑定書：真珠の鑑別鑑定の結果を当社の見解として表示した書面

第4条（手数料）

依頼者は、真珠科学研究所が別に定める鑑別・鑑定に対する手数料（以下、手数料という）を、依頼時又は定められた時期に支払うものとする。

第5条（鑑別・鑑定の実施と解除）

- 1 依頼者が鑑別・鑑定の依頼した真珠（以下、依頼品という）に対して真珠科学研究所が行う鑑別・鑑定は、検査時において真珠科学研究所が採用する技術と見解のもと、依頼品を原則として非破壊という条件の下で検査し、その結果を科学的根拠に基づき判定するものである。
- 2 依頼品がその種類又は加工等のため経時変化をするものであっても、真珠科学研究所は、検査時における依頼品の状態を鑑別書・鑑別鑑定書に記載すれば足りる。
- 3 真珠科学研究所が依頼品に関して鑑別・鑑定が不可能と判断した場合は、その旨依頼者に通知を行うことにより、本件依頼を解除することができる。この場合、真珠科学研究所は、既に依頼者から受領済みの手数料があれば、当事者間で別段の合意がない限り、依頼品と共にこれを依頼者に返還する。なお、返還する金員には利息を付さない。

第6条（鑑別・鑑定の方法）

- 1 鑑別・鑑定に当たっては、依頼品は、全て、材料（連・散珠）の状態で行う検査・測定するこ

とを原則とする。

2 依頼者の申し出により細工品等に加工した状態で検査・測定することができるものとするが、この場合、依頼者は、一部項目について検査省略もしくは測定不能が生じ又は検査に精度を欠くことがあることをあらかじめ承諾する。

3 加工金属等の種類、品位、重量等の測定又は検査は、原則行わない。

4 依頼品の価格評価は実施しない。

第7条（宝石類の重量の記載）

真珠科学研究所は、依頼者の要望により依頼品に刻印されている宝石類の重量をそのまま鑑別書・鑑別鑑定書に記載することができる。この場合、その記載に対する責任を問われないものとする。

第8条（鑑別・鑑定結果の通知）

1 鑑別・鑑定結果の通知は、鑑別書・鑑別鑑定書によるのみ行う。なお、ソーティング（下見）は、鑑別書・鑑別鑑定書の発行を行うための予備検査として行うものであり、その検査証は、鑑別書・鑑別鑑定書に代わるものではない。

2 留め具部分などに使用されている補助的な真珠については、真珠科学研究所の裁量により、鑑別を省略することができる。この場合、それらの真珠についての検査が一切行われていないことを意味し、それらの真珠に関する如何なる責任も真珠科学研究所は負わない。

第9条（鑑別書・鑑別鑑定書の内容及び発行基準）

真珠科学研究所が発行する鑑別書・鑑別鑑定書の内容及び発行基準は、次のとおりとする。

(1)鑑別書には、依頼品たる真珠の母貝名、サイズ、鑑別特徴に加え、真珠科学研究所が開示の必要を認めた特殊処理がある場合はそれを記載する。ただし、母貝の種類が特定できない場合には「真珠」としか記載しない。

(2)鑑別鑑定書には、鑑別書の内容に加え、品質分析結果を記載する。

(3)鑑別書・鑑別鑑定書には、原則、鑑別・鑑定時における依頼品の写真を添付する。

第10条（鑑別書・鑑別鑑定書の発行）

1 鑑別書・鑑別鑑定書の発行は、原則として依頼品1点につき1通とする。

2 鑑別書・鑑別鑑定書の再発行は、真珠科学研究所がやむを得ないと認めた場合に限り、かつ検査実施年月日より満3ヶ年以内とする。但し、検査証は原則として再発行は行わない。

第11条（事故損害の補償）

真珠科学研究所は、依頼品について、その受託期間内に生じた紛失、破損又は汚損による損害を与えた場合、依頼者に対してその損害を補償する。

第 12 条（損害補償を行わない場合）

前条に該当する場合であっても、真珠科学研究所は、次の各項の損害については補償しない。

- (1) 真珠科学研究所が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらず生じた損害
 - (2) 戦争、変乱、暴動、政治的もしくは社会的騒じょう又はこれらに準ずる事変、争議等により生じた損害
 - (3) 地震、台風、高潮、津波等の天災により生じた損害
 - (4) 依頼者又はその代理人の故意又は過失により生じた損害
- 2 消費税その他の公課又は商業上予想される逸失利益等については補償しない。

第 13 条（損害額の査定）

- 1 第 11 条の損害額の査定は、真珠科学研究所の選択により、事故品と同等の価値の物又はそれを購入し得る金額とする。但し、1 回の依頼について金 10 万円を限度とする。
- 2 前項の場合、破損及び汚損に関しては、依頼者が破損品・汚損品の引き取りを希望する場合には、破損品・汚損品の残存価値相当額を差し引いて補償するものとする。
- 3 第 1 項の損害額及び前項の残存価値相当額については、金額を公正ならしめるため、真珠科学研究所は、第三者にその査定を依頼することができる。

第 14 条（鑑別書・鑑別鑑定書の誤りの補償）

- 真珠科学研究所が発行した鑑別書・鑑別鑑定書に記載された結果が客観的事実と異なることにより依頼者が財産的損害を被った場合、真珠科学研究所は、依頼者に対し、当該鑑別・鑑定に対して真珠科学研究所が受領した手数料の金額の範囲内で補償する。
- 2 依頼者が本条に基づいて真珠科学研究所に対して補償を請求することができる期間は、依頼品に対する検査実施年月日より起算して満 1 年とする。
 - 3 本条に基づき真珠科学研究所が補償する相手方は、当該鑑別・鑑別鑑定の依頼時に適法に登記又は登録された住所及び商号（又は氏名）を有する直接の依頼者とする。
 - 4 真珠科学研究所は、いかなる場合でも前項の直接の依頼者以外の第三者の損害の補償をすることはしない。

第 15 条（鑑別書・鑑別鑑定書の失効）

鑑別書・鑑別鑑定書は、次の場合にはこれを無効とする。

- (1) 鑑別書・鑑別鑑定書に改ざん又は加筆等が行われたと真珠科学研究所が認めたとき
- (2) 鑑別・鑑定時の依頼品の形状に変更が加えられていると真珠科学研究所が認めたとき
- (3) 鑑別・鑑定時の依頼品の品質にその後変化が生じていると真珠科学研究所が認めたとき

第 16 条（依頼品の引渡し・保管）

依頼者が鑑別書・鑑別鑑定書についての手数料を支払わない場合、真珠科学研究所は、依頼品の引渡しを拒むことができる。

2 真珠科学研究所が鑑別・鑑定を引き受けた日から起算して 100 日を経過し、なお依頼者が依頼品を引き取らない場合には、真珠科学研究所は、その後依頼品の保管責任を免れるものとする。

第 17 条（学術的情報等の発表）

真珠科学研究所は、鑑別・鑑定で知り得た学術的情報等を学術誌（紙）、機関誌（紙）等に発表することができる。但し、その場合において、依頼者の氏名、住所、身分等を依頼者に無断では発表しないこととする。

第 18 条（鑑別書・鑑別鑑定書と広告宣伝等）

依頼者は、鑑別書・鑑別鑑定書を広告宣伝等に使用するときは、原則として真珠科学研究所の事前の書面による承諾を得るものとする。

第 19 条（合意管轄）

本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 20 条（規約外事項）

本規約に定めのない事項については、依頼者と真珠科学研究所の協議によるほか、民法、商法その他の関連法令によるものとする。

第 21 条（発行日の記載方法）

発行日は、年・月・日の順に記号で記載する。

付 則 本規約は、令和 2 年 8 月 1 日より適用する。